

発注者支援業務委託標準積算基準

(平成21年5月15日)

(平成22年7月1日)

(平成23年7月1日)

(平成24年7月1日)

(平成26年7月1日)

平成27年5月1日(改正)

神奈川県 県土整備局

発注者支援業務委託標準積算基準

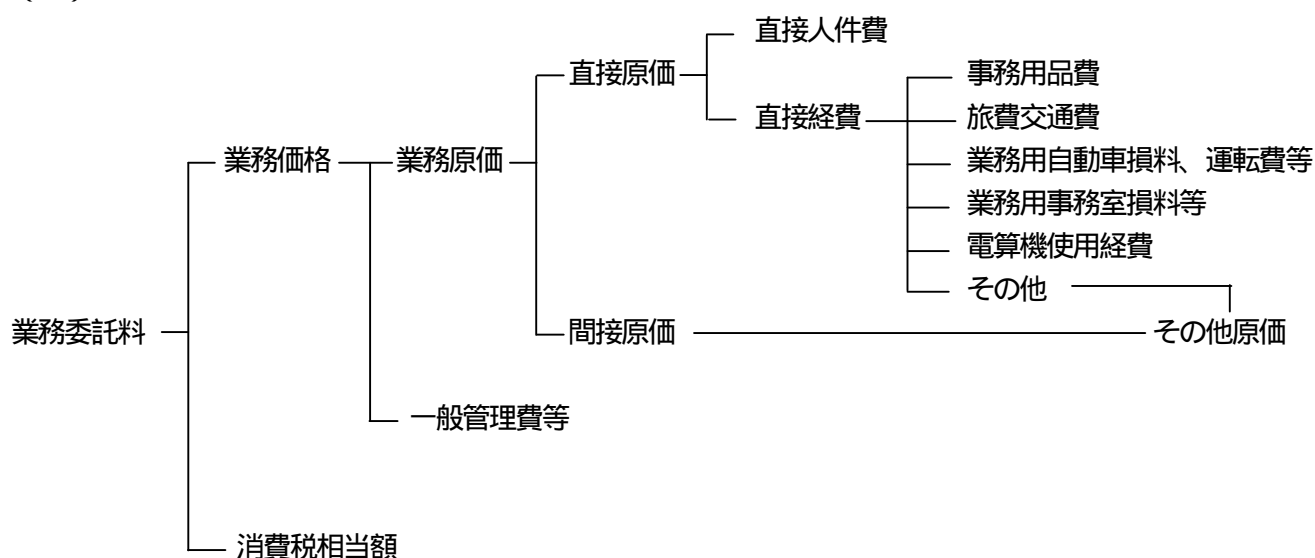
第1章 総則

1. 適用範囲

本積算基準は、神奈川県県土整備局が発注する土木工事に係る発注者支援業務を建設コンサルタント等に委託する場合に適用する。なお、発注者支援業務とは、設計積算業務及び現場技術業務をいう。

2. 業務委託料

(1) 業務委託料の構成



(2) 業務委託料構成費目の内容

1) 直接原価

直接人件費

直接人件費は、業務処理に従事する技術者の人件費とする。

(設計協議、打合せ、現地調査における技術者の基準日額を含む。)

直接経費

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち、次に掲げるものとする。

- a. 事務用品費
- b. 旅費交通費
- c. 業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等
- d. 業務用事務室損料及び備品費等
- e. 電算機使用経費
- f. その他

これ以外の経費については、その他原価として計上する。

2) その他原価

その他原価は、間接原価及び直接経費(積上計上するもの以外)からなる。

間接原価

当該業務担当部署の部門管理者・事務職員の人件費、当該業務担当部署に係る地代家賃・賃借料・原価償却費・消耗品費・通信運搬費等、当該業務の業務原価のうち直接原価以外のものとする。また、業務実績の登録等に要する費用を含む。

3) 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における諸経費のうち直接原価、間接原価以外の経費。一般管理費等は一般管理費及び付加利益からなる。

一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料、その他営業外費用を含む。

4) 消費税相当額

消費税相当額は、消費税相当分とする。

3. 業務委託料の積算

(1) 業務委託料の積算方法

$$\begin{aligned} \text{業務委託料} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= \{[(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})] + (\text{一般管理費等})\} \times (1 + \text{消費税率}) \end{aligned}$$

(2) 各構成費目の算定

1) 直接人件費

当該発注者支援業務に従事する技術者の人件費である。なお、名称及びその基準日額等は、別途定める。

2) 直接経費

直接経費は、2(2)1) の各項目について実費を計上するものとし、次により積算する。

ただし、事務用品費、業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等、業務用事務室損料及び電算機使用経費は業務遂行上特に必要で特記仕様書に明記した場合のみ計上する。

事務用品費

事務用品費が必要となる場合に計上するものとする。

なお、土木工事共通仕様書その他業務に必要な専門図書は、その他原価に含まれる。

旅費交通費

旅費交通費は、積算参考資料(計画・調査編)第2章積算基準1-3旅費交通費に準じて積算する。

業務用自動車損料、運転費等

現地調査等に業務用自動車を使用する場合、必要な自動車は積算参考資料(計画・調査編)第2章積算基準1-3旅費交通費の連絡車(ライトバン)運転費により積算するものとする。

事務室損料等

発注者施設を無償使用する場合は計上しないものとする。

電算機使用経費

電算機リース料等が必要となる場合は計上するものとする。

その他

～ のほか、印刷製本費等が必要となる場合は、別途計上するものとし、その他の費用についてはその他原価として計上する。

3) その他原価

その他原価は、次の式により算定した額とする。

$$\text{その他原価} = (\text{直接人件費}) \times \quad / (1 - \quad)$$

ただし、は原価（直接経費の積上計上分を除く）に占める其他原価の割合であり、**現場技術業務は25%、設計積算業務は35%**とする。

4) 一般管理費等

一般管理費等は、次の式により算定した額とする。

$$\text{一般管理費等} = (\text{業務原価}) \times \quad / (1 - \quad)$$

ただし、は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、**35%**とする。

5) 消費税相当額

消費税相当額は、業務価格に消費税率を乗じて得た額とする。

(3) 端数処理の方法

- 1) 数量、単価及び補正係数等の端数処理については、積算参考資料（計画・調査編）第1章2 - 2 端数処理の方法によるものとする。
- 2) 業務価格は万円止めとする。

(4) 設計表示単位

項目	工種	種別	単位	数位	備考
設計積算業務	直接人件費	設計積算業務	業務	1	
	直接経費	製図業務	業務	1	
		業務用自動車運転	日	1	
現場技術業務	直接人件費	現場技術業務	業務	1	
	直接経費	業務用自動車運転	月	0.1	

(5) 変更の取扱い

- 1) 業務委託の変更は、次の各号に基づいて行うものとし、業務委託料は次の式により算出する。

$$\text{業務価格(落札率を乗じた額)} = \text{変更官積算業務価格} \times \frac{\text{当初の請負額}}{\text{当初の官積算額}} \quad (\text{千円止め})$$

$$\text{変更業務委託料} = \text{業務価格(落札率を乗じた額)} \times (1 + \text{消費税率})$$

注) 1. 変更官積算業務価格は、官単位、官経費を基に当初設計と同一方法により積算する。

2. 当初の請負額、当初の官積算額は消費税相当額を含んだ額とする。

- 2) 直接人件費は、業務内容（業務対象工事件数等）の変更に応じて変更する。

3) 直接経費

業務用自動車損料、運転費等は、現地調査等に業務用自動車を使用する場合において、調査箇所を増減や、運行ロットの計画に変更があった場合に変更を行うものとする。

旅費交通費は、業務内容の変更に伴い当初設計の旅費交通費が変わる場合に変更する。

- 4) その他原価及び一般管理費等は、直接人件費の変更に伴い変更を行う。

第2章 設計積算業務積算基準

1. 適用範囲

本積算基準は、県土整備局が発注する発注者支援業務のうち設計積算業務に適用する。

2. 対象工種

本積算基準における工種区分は、対象工事の共通仮設費及び現場管理費を算出する際に使用する工種区分と同様とする。

3. 設計積算業務

(1) 歩掛

設計積算業務標準歩掛(当初設計)

(人/件)

職種 区分	直接人件費				労務費
	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	図工
調査計画	0.6	1.2			
積算		1.2	6.6	1.2	1.5
設計書作成				1.2	
照査	0.25				
計	0.85	2.4	6.6	2.4	1.5

(注) 1. 本歩掛は対象工事の工事費及び工種区分による補正を行うものとする。

2. 補正の方法は、各労務数量に補正係数Xを乗じて算出するものとする。

3. 補正係数Xは、次式により算出するものとする。

$$\text{補正係数 } X = (1 + X_1) \times (1 + X_2)$$

ここで、Xは小数第2位止め(小数第3位四捨五入)とする。

工事費による補正係数(X₁)

対象工事費(税抜き)	(X ₁)
~ 5,000千円未満	- 0.6
5,000千円以上 ~ 10,000千円 "	- 0.4
10,000千円 " ~ 30,000千円 "	0.0
30,000千円 " ~ 50,000千円 "	+ 0.4
50,000千円 " ~ 100,000千円 "	+ 1.0
100,000千円 " ~ 200,000千円 "	+ 1.5
200,000千円 " ~	+ 2.0

工種区分による補正係数 (X 2)

工 種 区 分	(X 2)	工 種 区 分	(X 2)
河川工事	+ 0 . 1	トンネル工事	+ 0 . 2
河川・道路構造物工事	+ 0 . 1	砂防・地すべり工事	- 0 . 5
海岸工事	+ 0 . 1	道路維持工事	- 0 . 3
道路改良工事	0 . 0	河川維持工事	- 0 . 3
鋼橋架設工事	0 . 0	下水道工事	0 . 0
P C 橋工事	0 . 0	公園工事	- 0 . 3
舗装工事	- 0 . 3	電線共同溝工事	0 . 0
共同溝工事	0 . 0		

(注) 1 . 下水道工事は管渠工事であり、処理場建設工事には適用しない。

(2) 設計協議

設計協議は、打合せ1回当たり技師A及び技師Bを各0.5人とし、打合せ回数は当初と成果品納入時の2回を標準とするものとする。

(3) 現地踏査

現地踏査は、対象工事1件当たり、技師A及び技師Bを各0.5人計上するものとする。

(4) 交通費

設計積算業務(当初設計)の交通費は、設計協議及び現地踏査に必要な日数を計上するものとし、設計協議2日、現地踏査1日の計3日を標準とする。

(5) 印刷製本費

印刷製本等に係る費用は、直接人件費に対する率により算出するものとする。
ただし、特殊な業務で、これによりがたい場合は別途とする。

印刷製本等に係る費用 = (1 0 - 0 . 5 × 直接人件費) % × 直接人件費

↳ 百万円単位で小数第2位(小数第3位四捨五入)

注) 1 . 直接人件費に対する成果品に係る費用の割合は5%を下限とし、5%以下は5%とする。

2 . 上式の率算出については、直接人件費を百万円単位で小数第2位(小数第3位四捨五入)まで代入する。

3 . 製本印刷等に係る費用の上限・下限を、それぞれ500千円、50千円とする。

4 . 変更設計書作成

(1) 歩掛

設計積算業務標準歩掛(設計変更)

(人/件)

区分	職種	直接人件費			労務費	
		技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	図工
積算			0.6	3.3	0.6	0.75
設計書作成					1.2	
照査		0.25				
計		0.25	0.6	3.3	1.8	0.75

(注) 1 . 工事費及び工種区分による補正は3.(1)と同様に行うものとする。

(2) 設計協議

変更時の設計協議は、1回当たり技師Bを0.5人計上するものとし、協議回数は2回を標準とする。

(3) 交通費

設計積算業務(設計変更)の交通費は、設計協議に必要な日数を計上するものとする。

(4) 印刷製本費

変更設計書作成に必要な印刷製本費は3(5)印刷製本費の式により算出した金額に0.6を乗ずるものとする。

5. 概算数量設計(以下「概数設計」という。)による設計書作成の取扱いについて

- (1) 概数設計とは、当初設計の数量を概数で発注し、後に、これを精算設計により数量を確定する設計方法である。
- (2) 概数設計により発注した工事は、原則として当初設計のみならず設計変更の費用についても当初の委託料に含まれるものとするが、設計金額を変更した場合、委託料の対象となる設計金額は、変更官工事積算価格とする。
- (3) 概数設計による当初設計書作成業務のみ(変更設計書の作成は行わない)を委託する場合には、設計協議、現地踏査等は通常どおり計上することとし、設計積算業務については次のとおり算出することとする。

必要人工 = 設計積算業務標準歩掛(当初設計) × X

$$X = (1 + X1) \times (1 + X2) \times X3$$

X1 : 工事費による補正係数

X2 : 工種区分による補正係数

X3 : 概数設計当初のみ補正係数 0.6

ここで、Xは小数第2位止め(小数第3位四捨五入)とする。

別途発注により、概数設計の変更設計書作成業務を委託する場合には、「第2章設計積算業務積算基準 4. 変更設計書作成」により計上すること。

6. 電子成果品作成費等

電子成果品作成費及び電子納品保管管理登録料は、原則として計上しない。

第3章 現場技術業務積算基準

1. 適用範囲

本積算基準は、発注者支援業務のうち現場技術業務に適用する。

2. 対象工種

本積算基準における工種区分は、対象工事の共通仮設費及び現場管理費を算出する際に使用する工種区分と同様とする。

3. 現場技術業務

(1) 管理業務

現場技術員の指揮監督として管理技術者（技師A）を0.25人/1工事（現場）を計上することとし、必要人員数は字式により算出するものとする。

$$D = \text{工事（現場）数} \times 0.25 \text{（人）}$$

D：管理技術者の人員数

(2) 現場業務

委託員数の算定

対象工事1件あたりに必要な現場技術員（技師C）の人員数は次式により算出するものとする。

$$A = 19.5 \times M \times K$$

A：対象工事1件あたりに必要な現場技術員の人員数

M：業務期間（単位：月）

$$M = \text{対象工事の（予定）工期} \div 30 \text{（小数第1位止め、小数第2位四捨五入）} \\ : 0.22$$

K：（K1×K2×K3×K4×K5）

（注） Kは小数第2位止め（小数第3位四捨五入）

対象工事において夜間工事を実施する場合、必要な現場技術員（技師C）の人員数は次式により算出するものとする。

$$A1 = 19.5 \times (M - m) \times K$$

$$A2 = 19.5 \times m \times K$$

A1：昼間に必要な現場技術員の人員数

A2：夜間に必要な現場技術員の人員数

m：夜間の業務期間（単位：月）

$$m = \text{夜間作業日数} \div 30 \text{（小数第1位止め、小数第2位四捨五入）}$$

また、現場技術業務費は、上記の計算式により算出した現場技術員の人員数に技師Cの基準日額を乗じて算出するものとする。

なお、夜間業務における技師Cの日額は、基準日額に1.5を乗ずるものとする。

K1～K5の各係数は次のとおりとする。

K 1 : 工事金額係数 (億円単位)

(注) 1 . K 1 = 工事価格 (税抜き) ÷ 100,000,000

2 . 工事価格が1,500万円以下の場合は0.15とする。

3 . 橋梁上部工工事等のように「工場製作+現場架設」となる場合は、現場架設の工事価格を対象とする。

4 . K 1は小数第2位止め (小数第3位四捨五入) とする。

K 2 : 工種区分係数

工 種 区 分	K 2	工 種 区 分	K 2
河川工事	1.1	トンネル工事	0.9
河川・道路構造物工事	1.0	砂防・地すべり工事	1.2
海岸工事	1.1	道路維持工事	2.0
道路改良工事	1.3	河川維持工事	2.0
鋼橋架設工事	0.7	下水道工事	1.0
PC橋工事	0.7	公園工事	0.8
舗装工事	0.8	電線共同溝工事	1.3
共同溝工事	1.3		

(注) 1 . 上表の係数は標準であり、次の条件により0.2の範囲で増すことができる。

特殊工事 (特に地山の悪いトンネル、軟弱地盤処理等)

工種が多種で設計変更等が相当見込まれる場合

現道交通を処理し、かつ沿道商店等との連絡調整が多い場合

K 3 : 監督員方式係数

監 督 員 方 式	K 3
一 般 監 督	1.0
重 点 監 督	1.1

K 4 : 監督距離係数

距 離 (片 道)	K 4
5 km未満	1.0
5 km以上15 km未満	1.1
15 km以上30 km未満	1.2

(注) 1 . 距離は事務所から現場までの距離とする。

2 . 距離が30 km以上の場合は15 km増す毎に係数を0.1ずつ増す。

K 5 : 地域係数

地 域 別	K 5
市街地・山岳域	1.3
その他の地域	1.0

(注) 1 . 市街地 : D I D地区内

2 . 山岳域 : 生コンの山岳割増対象区域

(3) 超過業務費の算定

超過業務費は次式により算出するものとする。

なお、超過業務時間は1ヶ月当たり30時間(125/100相当)を標準として計上し、実績による変更は行わないものとする。

$$B = T \times H$$

B：超過業務費(円)

T：超過業務時間当たりの労務単価(円/時間)

H：対象工事における超過業務時間(時間)

$$T = \text{基準額} \times 1/8 \times 1.25 \times$$

基準額：技師Cの設計労務単価(円/日)

：構成比

$$H = C \div N \times P$$

C：1月当たりの標準超過業務時間(30時間/月)

N：1月当たりの業務日数(19.5日/月)

P：必要日数(A：現場技術員の必要員数と同数)(日)

(注) Hは小数第3位止め(小数第4位四捨五入)

(4) 業務打合せ

業務打合せとして管理技術者(技師A)を0.5人/回/月計上することとし、必要人員数は次式により算出するものとする。

$$D = \text{対象工事の(予定)工期(日)} \div 30(\text{日/月}) \times 0.5(\text{人/月})$$

D：管理技術者の人員数

(注) 対象工事の(予定)工期÷30(日/月)は小数第1位止め(小数第2位四捨五入)

(5) 交通費

現場技術業務の交通費は、1台の業務用自動車で巡回可能な、ひとまとまりの現場を考慮した「運行ロット(台数)」を想定し、1月当たりの業務日数を19.5日として、各運行ロット毎に必要な月数を積み上げて計上する。

また発注後、積算時に想定した運行ロットと、受注者との協議により決定した運行ロットとの差異が生じた場合は、これを変更対象とし、実績による精算は行わないものとする。

なお、必要月数は原則として、運行ロット毎に最初に着手する現場から最後に完了する現場の期間から各々算出するものとする。

附則

- 1 この積算基準は平成21年5月15日より施行する。
- 2 この積算基準は平成22年7月1日より施行する。
- 3 この積算基準は平成23年7月1日より施行する。
- 4 この積算基準は平成24年7月1日より施行する。
- 5 この積算基準は平成26年7月1日より施行する。
- 6 この積算基準は平成27年5月1日より施行する。